

平成十二年政令第二百四十五号

内閣府本府組織令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 内部部局等

第一節 大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置等（第一条—第六条）

第二節 特別な職の設置等（第七条—第九条）

第三節 課の設置等

第一款 大臣官房（第十条—第十九条）

第二款 政策統括官（第二十条）

第三款 独立公文書管理監（第二十二条の二）

第四款 賞勲局（第二十一条—第二十三条）

第五款 男女共同参画局（第二十四条—第二十七条）

第六款 沖縄振興局（第二十八条—第三十条）

第二章 審議会等（第三十一条—第三十三条）

第三章 施設等機関（第三十四条—第三十六条）

第四章 特別の機関

第一節 地方創生推進事務局（第三十七条—第三十九条）

第二節 知的財産戦略推進事務局（第四十条—第四十一条）

第三節 科学技術・イノベーション推進事務局（第四十二条—第四十四条）

第四節 健康・医療戦略推進事務局（第四十五条—第四十六条）

第五節 宇宙開発戦略推進事務局（第四十七条—第四十八条）

第六節 北方対策本部（第四十九条—第五十一条）

第七節 総合海洋政策推進事務局（第五十二条—第五十三条）

第五章 地方支分部局（第五十四条—第五十六条）

附則

第一章 内部部局等

第一節 大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置等

（大臣官房、政策統括官、独立公文書管理監及び局の設置）

第一条 本府に、大臣官房、政策統括官九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。）、独立公文書管理監一人及び次の三局を置く。

賞勲局

男女共同参画局

沖縄振興局

（大臣官房の所掌事務）

第二条

大臣官房は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 内閣総理大臣の官印及び府印の保管に関すること。

三 内閣府の所掌事務に関する総合調整に関すること。

四 法令案その他の公文書類の審査に関すること。

五 内閣府の機構及び定員に関すること。

六 国会との連絡に関すること。

七 内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

八 内閣府所管の国有財産及び物品の管理に関すること。

九 東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

十 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関すること。

十一 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- 内閣府の保有する情報の公開に関すること。

内閣府の保有する個人情報の保護に関すること。

内閣府の行政の検査に関すること。

内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること（警察共済組合に関する事を除く。）。

内閣共済組合に関すること。

内閣府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関すること。

内閣府の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。

内閣府の所掌事務に関する政策の評価の総括に関すること。

経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。

国民経済計算に関すること。

エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。

エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。

勲位、勲章、褒章及び記章その他の賞件（以下「勲章等」という。）以外の栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。

内閣総理大臣の行う表彰その他内閣府の所掌事務に関する行う表彰に関すること。

国民の祝日に関すること。

元号その他の公式制度に関すること。

国儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関する儀式に関すること。

迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関する事務。

官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関する事務。

政府の重要な施策に関する広報その他内閣府の所掌事務に関して行う広報に関する事務。

世論の調査に関する事務。

公文書等（公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第二条第八項に規定するものをいう。第十七条第一号において同じ。）の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）。

公文書館に関する制度に関する事務。

前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第二条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関する事務（他の機関の所掌に属するものを除く。）。

地方制度に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務。

選挙制度に関する重要事項に係る事務の連絡調整に関する事務。

国会等（国会等の移転に関する法律（平成四年法律第二百九号）第一条に規定するものをいう。第十四条第一項第十号において同じ。）の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に関する事務の連絡調整に関する事務。

租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事務。

日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関する事務。

北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（平成十四年法律第二百四十三号）第二条、第四条から第六条まで、第十一条の二、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）。

公益社団法人及び公益財團法人に関する事務。

退職手当審査会の庶務に関する事務。

同法第十五条第一項の交付金に関する事務。

同法第十六条第一項の交付金に関する事務。

新技術等効果評価委員会の庶務に関する事務。

国立国会図書館支部内閣府図書館に関する事務。

原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関する事務。

前各号に掲げるもののほか、大臣官房は、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。

前項に定めるもののほか、内閣官房は、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要な政策（化学生兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学生兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学生兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。第十四条第二項において同じ。）の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

(独立公文書管理監の職務)

第三条の二 独立公文書管理監は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる総合調整に関する事務のうち、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第二百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において行う、行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この号において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に係るものに関すること。
- 二 公文書等の管理に関する法律の施行に関する事務のうち同法第九条第三項及び第四項の規定による報告及び資料の収集並びに実地調査に係るもの（同法第八条第二項の同意及び同条第四項の規定による求めに関するものを除く。）並びにこれらの措置の結果に基づいて行う同法第三十一条の規定による勧告に関すること。

（賞勲局の所掌事務）

第四条 賞勲局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 栄典制度に関する企画及び立案に関すること。
- 二 勲章等の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関すること。
- 三 外国の勲章及び記章の受領及び着用に関すること。

（男女共同参画局の所掌事務）

第五条 男女共同参画局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法第十二条第一項第二号に掲げる事務を除く。）。
 - イ 男女共同参画社会の形成（男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）第二条第一号に規定するものをいう。以下同じ。）の促進を図るために基本的な政策に関する事項
 - ロ イに掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する事項
- 二 次に掲げる事務
 - イ 男女共同参画基本計画（男女共同参画社会基本法第十三条第一項に規定するものをいう。第二十六条第一号において同じ。）の作成及び推進に関する事項
 - ロ イに掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に関する事項

（沖縄振興局の所掌事務）

第六条 沖縄振興局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 振興開発計画の推進に関する事務
- 二 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び当該事業で内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）第一条第一項に規定するものに関する関係行政機関の経費（同条第二項に規定するものを除く。第三節第六款において「特定事業に関する経費」という。）の配分計画に関する事項（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）。
- 三 前二号に掲げるもののほか、沖縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に関する事務（他省及び政策統括官の所掌に属するものを除く。）。
- 四 沖縄振興開発金融公庫の業務に関する事務
- 五 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号。以下「位置境界明確化法」という。）の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関する事務

第二節 特別な職の設置等

（官房長）

第七条 大臣官房に、官房長を置く。

- 2 官房長は、命を受けて、大臣官房の事務を掌理する。

（政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官）

第八条

- 1 大臣官房に、政策立案総括審議官、公文書監理官、サイバーセキュリティ・情報化審議官及び審議官を置く。
- 2 政策立案総括審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する合理的な根拠に基づく政策立案の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
- 3 公文書監理官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する公文書類の管理並びにこれに関連する情報の公開及び個人情報の保護の適正な実施の確保に係る重要事項についての事務並びに関係事務を総括整理する。

- 4 サイバーセキュリティ・情報化審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関するサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第二百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保並びに情報システムの整備及び管理並びにこれらと併せて行われる事務の運営の改善及び効率化に関する重要事項についての企画及び立案に関する事務並びに関係事務を総括整理する。
- 5 審議官は、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する。
- 6 政策立案総括審議官の定数は一人と、公文書監理官の定数は一人と、サイバーセキュリティ・情報化審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。
- 7 公文書監理官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

(参事官)
第九条 大臣官房に、参事官を置く。

2 大臣官房に置く参事官は、命を受けて、大臣官房の所掌事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 大臣官房に置く参事官の定数は、併任の者を除き、九人とする。ただし、大臣官房に置く参事官のうち三人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

第三節 課の設置等

(大臣官房) 第一款 大臣官房

(大臣官房に置く課等)
第十一条 大臣官房に、次の六課及び一室並びに厚生管理官一人を置く。

- 総務課
- 人事課
- 会計課
- 企画調整課
- 政策評価広報課
- 公文書管理課
- 政府広報室

(総務課の所掌事務)

第十二条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 内閣総理大臣、内閣官房長官、特命担当大臣、内閣官房副長官、副大臣、大臣政務官及び事務次官の官印並びに府印の保管に関すること。
- 三 内閣府の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 四 法令案その他の公文書類の審査及び進達に関すること。
- 五 内閣府の機構に関すること。
- 六 国会との連絡に関すること。
- 七 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 八 内閣府の保有する情報の公開に関すること。
- 九 内閣府の保有する個人情報の保護に関すること。
- 十 国民の祝日に関すること。
- 十一 元号その他の公式制度に関すること。
- 十二 国の儀式並びに内閣の行う儀式及び行事に関する事務（他省の所掌に属するものを除く。）その他内閣府の所掌事務に関する儀式に関する事務。
- 十三 官報及び法令全書並びに内閣所管の機密文書の印刷に関する事務。
- 十四 内閣府の所掌事務に関する官報掲載に関する事務。
- 十五 前各号に掲げるもののほか、内閣府の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事務。
(人事課の所掌事務)

第十三条 人事課は、次に掲げる事務をつかさどる。

内閣府の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関する事務。

- 一 法律の規定に基づき内閣総理大臣が行う内閣府の職員以外の者の任免及びその任命に係る者の服務に関する事務。
- 二 内閣府の定員に関する事務。
- 三 勅令等以外の栄典の授与及び剥奪の審査並びに伝達に関する事務。
- 四 栄典の推薦及び伝達の実施に関する事務。
- 五 内閣総理大臣の行う表彰その他内閣府の所掌事務に関する事務。
- 六 恩給に関する連絡事務に関する事務。

(会計課の所掌事務)

第十三条 会計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣府の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関する事務。
- 二 内閣府所管の国有財産及び物品の管理に関する事務。
- 三 東日本大震災復興特別会計の経理のうち内閣府の所掌に係るものに関する事務。
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理のうち内閣府の所掌に係るものに関する事務。

- 五 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定の経理に関すること。
- 六 エネルギー対策特別会計の電源開発促進勘定に属する行政財産及び物品の管理に関すること。
- 七 内閣府所管の建築物の營繕に関すること。
- 八 庁内の管理に関すること。

(企画調整課の所掌事務)

第十四条 企画調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣府の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する調整に関すること。
 - 二 内閣府の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること。
 - 三 経済活動及び社会活動についての経済理論その他のこれに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）に関すること。
 - 四 内閣府の所掌事務に係る国際機関、国際会議及び外国の行政機関その他の関係機関に関する事務の調整に関すること。
 - 五 本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の取りまとめに関すること。
 - 六 本府の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の接遇に関すること。
 - 七 迎賓施設における国賓及びこれに準ずる賓客の接遇に関すること。
 - 八 地方制度に関する重要な事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
 - 九 選挙制度に関する重要な事項に係る事務の連絡調整に関すること。
 - 十 國会等の移転先の候補地の選定及びこれに関連する事項に係る事務の連絡調整に関すること。
 - 十一 租税制度に関する基本的事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
 - 十二 日本学術会議への諮問及び日本学術会議の答申又は勧告に関する関係行政機関との事務の連絡に関すること。
 - 十三 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律第二条、第四条から第六条まで、第十一条の一、第十一条の三、第十四条及び附則第二条に規定する事務（他省の所掌に属するものを除く。）
 - 十四 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。
 - 十五 退職手当審査会の庶務に関すること。
 - 十六 アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の認定に関すること及び同法第十五条第一項の交付金に関すること。
 - 十七 新技術等効果評価委員会の庶務に関すること。
 - 十八 国立国会図書館支部内閣府図書館に関すること。
 - 十九 原子力損害賠償・廃炉等支援機構の組織及び運営一般に関すること。
 - 二十 本府の情報システムの整備及び管理に関すること。
 - 二十一 内閣府の所掌事務に係る施策に関する事務で他の所掌に属しないものに関すること。
 - 二十二 前項に定めるもののほか、企画調整課は、内閣総理大臣を長とし、内閣府設置法第四条第一項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要な政策（化学生兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器の廃棄に係るものに限る。）について、当該重要政策に関する閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。（政策評価広報課の所掌事務）
 - 二十三 政策評価広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 内閣府の行政の考査に関すること。
 - 二 内閣府の所掌事務に関する政策の評価の総括に関すること。
 - 三 内閣府の所掌事務の増進に関すること。
 - 四 内閣府の所掌事務に関して行う広報に関すること。
- 第十六条 削除
- (公文書管理課の所掌事務)
- 第十七条 公文書管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 公文書等の管理に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（独立公文書管理監の所掌に属するものを除く。）。
 - 二 公文書館に関する制度に関する事務（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、公文書等の管理に関する法律第一条第六項に規定する歴史公文書等（国又は独立行政法人国立公文書館が保管するものに限り、現用のものを除く。）の保存及び利用に関する事務（他の機関の所掌に属するものを除く。）。
- (政府広報室の所掌事務)
- 第十八条 政府広報室は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 政府の重要な施策に関する広報に關すること。
- 二 世論の調査に關すること。

(厚生管理官の職務)

第十九条 厚生管理官は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 内閣府の職員の衛生、医療その他の福利厚生に關すること（警察共済組合に關することを除く。）。
- 二 内閣共済組合に關すること。
- 三 内閣府の職員（内閣府の所管する独立行政法人の職員を含む。）に貸与する宿舎に關すること。

第二款 政策統括官

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。
- 3 参事官の定数は、併任の者を除き、三十五人とする。

第三款 独立公文書管理監

(参事官)

第二十一条 本府に、参事官を置く。

- 2 参事官は、命を受けて、独立公文書管理監のつかさどる職務を助ける。

第四款 賞勲局

(賞勲局に置く課等)

第二十二条 賞勲局に、総務課及び審査官三人を置く。

- (総務課の所掌事務)

第二十三条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 賞勲局の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- 二 奒典制度に關する企画及び立案に關すること。
- 三 勲章等の伝達に關すること。
- 四 勲記、章記その他の証状の調製に關すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、賞勲局の所掌事務で他の所掌に属しないものに關すること。

(審査官の職務)

第二十四条 男女共同参画局に、次の三課を置く。

(男女共同参画局に置く課)

第五款 推進課

(総務課の所掌事務)

第二十五条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に關すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第一項第一号に掲げる事務を除く。）。
- イ 男女共同参画社会の形成の促進を図るための基本的な政策に關する事項
- ロ イに掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成を阻害する要因の解消その他の男女共同参画社会の形成の促進に關する事項
- 二 次に掲げる事務
- イ 男女共同参画局の所掌事務に關する総合調整に關すること。
- ハ 男女共同参画社会の形成の促進を図るために行う地方公共団体及び民間の団体からの情報の収集並びにこれらの団体に対する情報の提供に關すること。
- ニ 男女共同参画社会の形成に關する海外との連絡に關すること。
- 三 男女共同参画局の所掌事務に係る国際協力に關すること。

本男女共同参画局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に關すること。
へイから亦までに掲げるもののほか、男女共同参画局の所掌事務で他の所掌に属しないもの
推進課の所掌事務)

指道書

男女共同参画基本計画の作成及び推進に關すること。
前号に掲げらるゝほか、男女共同参画社会の形成

一 男女共同参画基本計画の作成及び推進に關すること。
二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に關する事務のうち他省の所掌に属しないものの企画及び立案並びに実施に關すること（男女間暴力対策課の所掌に属するものを除く）。

(男女間暴力対策栗乃所掌事務)

(男女間暴力対策課の所掌事務)
第二十七条 男女間暴力対策課は、男女共同参画社会の形成の促進に関する事務のうち配偶者からの暴力、性暴力その他の男女の個人としての尊厳を害する暴力の防止及び被害者の保護に関するもの（他省の所掌に属するものを除く。）の企画及び立案並びに実施に関することをつかさどる。

第六款 沖繩振興局

(沖縄振興局に置く課等)
二十九条 沖縄振興局に、総務課及び参事官四人を置く。

(総務課の所掌事務)
第二十九条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 沖縄振興局の所掌事務に関する総合調整に関する

二 振興開発計画の推進に関する事（参事官の所掌に属するものを除く。）。

三。振興開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に関すること（文部科学省、環境省及び参事官の所掌に属するものを除く。）

四
冲縄における経済の振興及び社会の開発に関する施策に關する事務局のうち、次に掲げる事項に關すること（也省及び政策統括官の所掌に屬するものを除く）。

イ 教育及び文化の振興

、口
福祿の増進及び医癒の確保
景観の保全

二 工業用水道の整備

五 沖繩科學技術大學院

六 前各号は擇けるもの

第三十一条 参事官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

（二）振興開発計画の推進による事務のうち、次に掲げた事項に関する事。

口 い
道路の整備 水資源の開発 都市の整備立ては住宅 水道
産業の振興開発（農林水産省の所掌に係るものに限る。） 下水道及び都市計画上の公園の整備

ハ
交
通
施
設
(
道
路
を
除
く
)
の
整
備

二二

一 振興開発計画に基づく事業に関する関係行政幾閣の経費の見積りの方針の調整及び特定事業に関する経費の配分計画に關する事務（文部科学省及び環境省の所掌に属するものを除く。）のう

ち
前号イからホまでに掲げる事項に関するごと

正義を守る官刀で絶頂の刀聖に肩を並べる者を隠す

五 位置境界明確化法の規定による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

六 沖縄振興局の所掌事務に関する政策の基本となる事項の総合的な調査に関すること

Digitized by srujanika@gmail.com

第三十一条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本府ごと、次の審議会等を置く。

規制改革推進會議

程帶記卷之三

第三十一条 規制改革推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済に関する基本的かつ重要な政策に関する施策を推進する観点から、内閣総理大臣の諮問に応じ、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方の改革（情報通信技術の活用その他による手続の簡素化による規制の在り方の改革を含む。）に関する基本的事項を総合的に調査審議すること。

二 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、規制改革推進会議に關し必要な事項については、規制改革推進会議令（平成二十八年政令第三百三号）の定めるところによる。

（税制調査会）

第三十三条 税制調査会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 内閣総理大臣の諮問に応じて租税制度に関する基本的事項を調査審議すること。

2 前号の諮問に関連する事項に関し、内閣総理大臣に意見を述べること。

2 前項に定めるもののほか、税制調査会に關し必要な事項については、税制調査会令（平成二十五年政令第一五五号）の定めるところによる。

（設置）

第三章 施設等機関

（設置）

第三十四条 本府に、次の施設等機関を置く。

（迎賓館）

經濟社会総合研究所

第三十五条 経済社会総合研究所（以下この条において「研究所」という。）は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経済活動及び社会活動についての経済理論その他これに類する理論を用いた研究（大学及び大学共同利用機関におけるものを除く。）を行うこと。

2 国民経済計算の体系の整備及び改善を行うこと。

3 国民経済計算を作成すること。

4 本府の所掌事務に関する研修を行うこと。

2 研究所の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

3 研究所は、内閣府設置法第四条第三項第五十六号に規定する政令で定める文教研修施設とする。

（迎賓館）

第三十六条 迎賓館は、国賓及びこれに準ずる賓客の接遇を行ふことをつかさどる。

（迎賓館）

迎賓館の位置及び内部組織は、内閣府令で定める。

第四章 特別の機関

（次長）

第一節 地方創生推進事務局

（次長）

第三十七条 地方創生推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2 次長は、地方創生推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

（審議官）

第三十八条 事務局に、審議官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

（参事官）

第三十九条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

（次長）

第二節 知的財産戦略推進事務局

（次長）

第四十条 知的財産戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長三人を置く。

2 次長は、知的財産戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

（参事官）

第四十一条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

（参事官）

第四十二条 事務局に、参事官を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

(第三節) 科学技術・イノベーション推進事務局

(統括官) 第四十二条 科学技術・イノベーション推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、統括官一人を置く。

(審議官) 第四十三条 統括官は、科学技術・イノベーション推進事務局長を助け、命を受けて、事務局の事務をつかさどる。

(審議官) 第四十四条 事務局に、審議官を置く。

2 審議官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務のうち重要事項に係るものに助ける。

3 審議官の定数は、併任の者を除き、三人とする。

(参事官)

(次長) 第四十五条 事務局に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、五人とする。

(参事官)

(第四節) 健康・医療戦略推進事務局

(次長) 第四十六条 健康・医療戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長を置くことができる。

2 次長は、健康・医療戦略推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

(参事官)

(第五節) 宇宙開発戦略推進事務局

(参事官) 第四十七条 宇宙開発戦略推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長を置くことができる。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

(参事官)

(第六節) 北方対策本部

(北方対策副本部長) 第四十八条 事務局に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、事務局の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、一人とする。

(北方対策副本部長)

(第七節) 北方対策副本部

(北方対策副本部長) 第四十九条 北方対策副本部長は、内閣総理大臣の指名する内閣府審議官をもつて充てる。

(審議官) 第五十一条 北方対策本部（次項及び次条において「本部」という。）に、審議官一人を置く。

2 審議官は、北方対策副本部長を助け、本部の事務を整理する。

(参事官)

(第八節) 本部

2 参事官は、命を受けて、本部の事務に関する特定事項の企画及び立案に参画する。

(次長) 第七節 総合海洋政策推進事務局

(次長) 第五十二条 総合海洋政策推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2 次長は、総合海洋政策推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

(参事官)

(第九節) 事務局

事務局に、参事官を置くことができる。

(次長)

(第十節) 総合海洋政策推進事務局

(次長) 第五十三条 総合海洋政策推進事務局（以下この節において「事務局」という。）に、次長一人を置く。

2 次長は、総合海洋政策推進事務局長を助け、事務局の事務を整理する。

3 次長は、関係のある他の職を占める者をもつて充てられるものとする。

			株式会社地域活性化支援機構に係る内閣府設置法附則第二条第三項に規定する政令で定める日
二 二 ハ	二 二 ハ	取締役及び監査役の選任及び解任の決議	株式会社産業再生機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
一 一 イ	一 一 イ	株式会社地域活性化支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。	株式会社産業再生機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
二 二 イ	二 二 イ	設立	株式会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第一号に規定する設立時監査役の選任及び解任
二 二 ハ	二 二 ハ	取締役及び監査役の選任及び解任の決議	取締役及び監査役の選任及び解任の決議
二 二 ニ	二 二 ニ	定款の変更の決議	定款の変更の決議
二 二 ホ	二 二 ホ	合併、分割及び解散の決議	合併、分割及び解散の決議
二 二 ホ	二 二 ホ	株式会社地域活性化支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。	株式会社地域活性化支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。
一 一 イ	一 一 イ	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
一 一 イ	一 一 イ	設立	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する次に掲げる事項の認可に関すること。
二 二 ハ	二 二 ハ	会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第一号に規定する設立時監査役の選任及び解任	会社法第三十八条第一項に規定する設立時取締役及び同条第二項第一号に規定する設立時監査役の選任及び解任
二 二 ニ	二 二 ニ	取締役及び監査役の選任及び解任の決議	取締役及び監査役の選任及び解任の決議
二 二 ホ	二 二 ホ	定款の変更の決議	定款の変更の決議
二 二 ホ	二 二 ホ	合併、分割及び解散の決議	合併、分割及び解散の決議
二 二 ホ	二 二 ホ	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

			附 則 （平成二年七月一二日政令第三七四号）抄
第一条	この政令は、公布の日から施行する。		
附 則	（平成一三年三月二八日政令第六四号）		この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則	（平成一三年三月三〇日政令第八六号）		この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
附 則	（平成一三年三月三〇日政令第一〇五号）	抄	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。
			（施行期日）
1	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。		
附 則	（平成一三年七月三日政令第二三一号）		この政令は、公布の日から施行する。
（施行期日）			
1	この政令は、平成十三年四月一日から施行する。		
附 則	（平成一四年三月三一日政令第一〇二号）	抄	（施行期日）
第一条	この政令は、法の施行の日（平成十四年四月一日）から施行する。		
附 則	（平成一四年一二月一日政令第三六五号）		この政令は、平成十五年一月一日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月一八日政令第三八三号）	抄	この政令は、平成十五年四月一日から施行する。
附 則	（平成一四年一二月二七日政令第三九九号）		この政令は、北朝鮮当局によつて拉致された被害者等の支援に関する法律の施行の日（平成十五年一月一日）から施行する。
附 則	（平成一五年三月二六日政令第七一号）		この政令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一五年四月一日政令第一六五号）	抄	（施行期日）
1	この政令は、公布の日から施行する。		
附 則	（平成一五年四月九日政令第二〇五号）抄		
			この政令は、株式会社産業再生機構法の施行の日（平成十五年四月十日）から施行する。
附 則	（平成一五年五月三〇日政令第二三六号）		この政令は、公布の日から施行する。
附 則	（平成一五年六月二〇日政令第二七四号）		この政令は、食品基本法の施行の日（平成十五年七月二十五日）から施行する。
附 則	（平成一五年七月二四日政令第三二四号）抄		（施行期日）
第一条	この政令は、公布の日から施行する。		
附 則	（平成一五年八月六日政令第三五三号）抄		
（施行期日）			
第一条	この政令は、公布の日から施行する。		
附 則	（平成一五年八月六日政令第三五八号）抄		
（施行期日）			
第一条	この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第四条から第十四条までの規定は、平成十五年十月一日から施行する。		
附 則	（平成一五年八月二九日政令第三八六号）抄		
（施行期日）			
1	この政令は、少子化社会対策基本法の施行の日（平成十五年九月一日）から施行する。		

附 則 (平成一六年四月一日政令第一二〇号)

(施行期日)
第一 条 この政令は、公布の日から施行する。

第二 条 総合規制改革会議令(平成十三年政令第八十七号)は、廃止する。
(総合規制改革会議令の廃止)

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 (平成一六年四月一日政令第一二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月二日政令第一八九号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年三月二四日政令第六八号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、犯罪被害者等基本法の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年四月一日政令第一五一号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年四月一日政令第一五一号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年五月二七日政令第一九〇号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年七月八日政令第二三六号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年七月八日政令第二三六号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年七月八日政令第二三六号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、公布の日から施行する。

2 地方分権改革推進会議令(平成十三年政令第二百三十二号)は、廃止する。
附 則 (平成一七年七月八日政令第二三六号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。

2 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。
附 則 (平成一八年七月五日政令第二二八号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。

2 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。
附 則 (平成一八年七月五日政令第二二九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。

2 この政令は、法の施行の日(平成十八年七月七日)から施行する。
附 則 (平成一八年七月五日政令第二二九号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、自殺対策基本法の施行の日(平成十八年十月二十八日)から施行する。

2 この政令は、自殺対策基本法の施行の日(平成十八年十月二十八日)から施行する。
附 則 (平成一九年一月四日政令第二号) 抄

(施行期日)
1 この政令は、防衛府設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

第一 条 この政令は、防衛府設置法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十八号)の施行の日(平成十九年一月九日)から施行する。

附 則 (平成一九年一月四日政令第三号) 抄

(施行期日) 第一条 この政令は、防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年一月九日）から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一九年一月二四日政令第一一号) 抄

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十九年一月二十六日）から施行する。

(施行期日) 附 則 (平成一九年一月二六日政令第一三号)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(規制改革・民間開放推進会議令の廃止) 2 規制改革・民間開放推進会議令（平成十六年政令第百二十一号）は、廃止する。

(附 則) 附 則 (平成一九年三月三〇日政令第一〇三号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、附則第二条第一項の改正規定中特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整に係る部分は、一般社団法人及び一般財團法人

(附 則) 附 則 (平成一九年三月三一 日政令第一一七号)

この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

(附 則) 附 則 (平成一九年八月八日政令第二五二号)

この政令は、廃止法の施行の日（平成十九年八月十日）から施行する。

(附 則) 附 則 (平成一九年九月二十五日政令第三〇〇号) 抄

第一条 この政令は、統計法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成十九年十月一日）から施行する。

(附 則) 附 則 (平成一九年一二月一二日政令第三六一号) 抄

1 この政令は、被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十四号）の施行の日（平成十九年十一月十四日）から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年三月二八日政令第七四号) 抄

1 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年五月二一日政令第一七八号)

(施行期日) 1 この政令は、公布の日から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年六月二七日政令第二〇一号)

この政令は、平成二十年七月一日から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年七月一八日政令第二二三二号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成二十年十月一日から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年一一月二二日政令第三五三号)

この政令は、地域再生法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年一一月二八日政令第三六〇号)

この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二〇年一二月一〇日政令第三七九号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

(附 則) 附 則 (平成二一年三月二七日政令第五六号) 抄

(施行期日) 1 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年六月二六日政令第一七〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年八月一四日政令第二一七号）抄
(施行期日)

1 この政令は、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行の日（平成二十二年九月一日）から施行する。

2 （税制調査会令の廃止）
税制調査会令（昭和三十七年政令第百五十六号）は、廃止する。

3 この政令の施行日の前日において從前の税制調査会の委員又は特別委員若しくは専門委員である者の任期は、前項の規定による廃止前の税制調査会令第三条第二項又は第四項の規定にかわらず、その日に満了する。

（税制調査会令の廃止）
（施行期日）

- 1 この政令は、子ども・若者育成支援推進法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。
附 則（平成二二年四月一日政令第八一號）抄
(施行期日)
- 1 この政令は、公布の日から施行する。

2 （規制改革会議令の廃止）
規制改革会議令（平成十九年政令第十四号）は、廃止する。
附 則（平成二二年二月二二日政令第二五〇号）抄
(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十三年四月一日）から施行する。
附 則（平成二三年三月三一日政令第六一號）
この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。

（規制改革会議令の廃止）
（施行期日）
1 この政令は、平成二十三年四月一日から施行する。
附 則（平成二三年五月二日政令第一一五号）
この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年七月二九日政令第二四三号）抄
(施行期日)

- 1 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。

（施行期日）
第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年八月一日）から施行する。
附 則（平成二三年八月五日政令第二五二号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月一〇日政令第二五七号）抄
(施行期日)

（施行期日）
第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二三年一〇月三一日政令第三三四号）抄
この政令は、法の施行の日（平成二十三年十一月一日）から施行する。
附 則（平成二三年一一月二八日政令第三六〇号）
この政令は、公布の日から施行する。

（施行期日）
附 則（平成二三年一二月二二日政令第四〇九号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成二十三年十二月二十六日）から施行する。
附 則（平成二四年二月一日政令第二二号）抄

(施行期日)
第一条 この政令は、復興庁設置法の施行の日（平成二十四年二月十日）から施行する。

附則 （平成二四年三月三一日政令第九七号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 （平成二四年三月三一日政令第九八号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 （平成二四年三月三一日政令第九九号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附則 （平成二四年四月六日政令第一一七号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二四年七月一日政令第一八七号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、原子力規制委員会設置法の施行の日（平成二十四年九月十九日）から施行する。

附則 （平成二四年九月二六日政令第二四七号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附則 （平成二四年一〇月三一日政令第二六九号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年七月十二日）から施行する。

附則 （平成二五年一月二三日政令第六号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二五年一月一日政令第二四四号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二五年三月一五日政令第六五号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年三月十八日）から施行する。

附則 （平成二五年三月二五日政令第八一号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則 （平成二五年五月一六日政令第一三九号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二五年五月三二日政令第一六一号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二五年五月一四日政令第一七六号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成二十五年法律第四十一号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十五年六月十五日）から施行する。

附則 （平成二五年九月二六日政令第二八五号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

附則 （平成二五年一月一三日政令第三四一号）
 （施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附則 （平成二五年一月二六日政令第三六〇号）抄
 （施行期日）

第一条 この政令は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。

- 附 則** (平成二五年一月二六日政令第三六二号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、法の施行の日（平成二十五年十二月二十七日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年一月一六日政令第六号)
 この政令は、子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）の施行の日（平成二十六年一月十七日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年二月一九日政令第三九号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、法の施行の日（平成二十六年三月一日）から施行する。
 附 則 (平成二六年三月三一日政令第一五八号)
 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二六年三月三一日政令第一五八号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、子ども・子育て支援法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年五月一六日政令第一八四号)
 この政令は、内閣府設置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年五月十九日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年五月二八日政令第一八九号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、アルコール健康障害対策基本法の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年五月二九日政令第一九五号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 第一条** この政令は、法の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。
 (处分等の効力)
- 第四条** この政令の施行前にこの政令による改正前のそれぞれの政令（次条において「旧政令」という。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この政令による改正後のそれぞれの政令（以下この条及び次条において「新政令」という。）の規定に相当の規定があるものは、別段の定めがあるものを除き、新政令の相当の規定によつてしたものとみなす。
- 附 則** (平成二六年七月一六日政令第二六一号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成二六年八月六日政令第二七三号) 抄
 (施行期日)
 1 この政令は、原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十六年八月十八日）から施行する。
- 附 則** (平成二六年一〇月一一日政令第三一九号)
 この政令は、平成二十六年十月十四日から施行する。
- 附 則** (平成二六年一〇月一七日政令第三三七号)
 この政令は、平成二十六年十一月十日から施行する。
- 附 則** (平成二六年一二月二四日政令第四一三号)
 (施行期日)
 1 この政令は、平成二十七年一月一日から施行する。
- 附 則** (平成二七年三月一八日政令第七四号) 抄
 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二七年三月三一日政令第一五七号)
 (施行期日)
 1 この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。
- 附 則** (平成二七年四月一〇日政令第一七八号)
 この政令は、公布の日から施行する。
- 附 則** (平成二七年七月三日政令第二六五号)
 この政令は、平成二七年七月三日政令第二六五号)
- 附 則** (平成二七年八月二八日政令第三〇三号)
 (平成二七年八月二八日政令第三〇三号)

附 則 (平成三一年一月一七日政令第四号)
 この政令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三十一年一月十七日)から施行する。

附 則 (平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二十条第三項の改正規定は、同年七月一日から施行する。)

附 則 (平成元年五月二二日政令第八号) 抄
 (施行期日)
 第一条 この政令は、法の施行の日(令和元年五月二十四日)から施行する。

附 則 (令和元年一〇月二四日政令第一三二号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和二年三月三〇日政令第七六号)
 この政令は、令和二年四月一日から施行する。
附 則 (令和二年七月三一日政令第二三一号)
 この政令は、令和二年八月一日から施行する。
附 則 (令和二年九月三〇日政令第二九五号)
 この政令は、令和二年十月一日から施行する。
附 則 (令和二年一〇月二日政令第三〇〇号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年三月三一日政令第一〇九号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、令和三年四月一日から施行する。
附 則 (令和三年五月一九日政令第一五四号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、令和三年五月一九日政令第一五五号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和三年六月一六日政令第一六九号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和三年七月二日政令第一九五号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、令和三年九月一日から施行する。
附 則 (令和四年一月二六日政令第三一号) 抄
 (施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
附 則 (令和四年三月二五日政令第九〇号)
 (施行期日)

附 則 (令和四年四月一日から施行する。
 この政令は、令和四年四月一日から施行する。)

附 則 (令和四年三月三一日政令第一六七号)
 (施行期日)

1 この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第十二条の規定（内閣府本府組織令附則第三条第二項の表令和四年三月三十一日の項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）及び同令附則第十条第一項の改正規定（令和四年三月三十一日」を「令和十四年三月三十一日」に改める部分に限る。）に限る。）及び第十四条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和四年五月二七日政令第二〇六号）

この政令は、重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律（令和三年法律第八十四号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年六月一日）から施行する。

附 則（令和四年七月二九日政令第二六〇号）

この政令は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和四年八月一日）から施行する。

附 則（令和五年三月三〇日政令第八八号）

（施行期日）

1 この政令は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この政令の施行の日から令和五年五月三十一日までの間における改正後の第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「二人」とあるのは、「一人」とする。

附 則（令和五年六月一三日政令第二二六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日政令第八二号）

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

附 則（令和六年五月一七日政令第一八五号）

この政令は、公布の日から施行する。